

社会福祉法人 中央有鄰学院
2023（令和5）年度 事業報告

社会福祉法人中央有鄰学院 理念・方針

有鄰（ゆうりん）…必ず仲間がいるよ

「徳不孤、必有鄰」（論語里仁篇より）

〔白文〕25. 子曰、徳不孤、必有鄰。

〔書き下し文〕子曰く、徳は孤ならず、必ず隣（となり）あり。

〔口語訳〕先生が言われた。『道徳を実践する者は孤立しない。必ずその徳を慕って集まってくる隣人（同志・仲間）がある。』

〔解説〕社会において正しい道を実直に実践する君子は、周囲から受け容れられず孤立しているかのように見えることもあるが、実際に必ずそういった道徳的な人生に感化される仲間を生み出すものであり、道徳の実践者は孤独ではないのである。孤高の君子は正しき道を踏み行っていれば、必ず良き理解者や支援者を得ることができるという孔子の処世訓である。孔子と孔子の高弟たちの言行・思想を集積して編纂した『論語』の里仁（りじん）篇の一節「鄰」とは、「おなじ志をもつ仲間」を指している。

7つの願い

私たちは、中央有鄰学院で暮らす子どもたちが、将来、社会の中で、自立し、生きがいを持った生活を送ることができる人になることを目標に、次のような子どもに育ててほしいと願っている。

1. からだも心も健康な子ども
2. 生命の尊さを知り、人の喜び・悲しみ・痛みの分かる子ども
3. 人への思いやりや優しさを持ち、仲間との生活を楽しむ子ども
4. 善いこと、悪いことの判断ができ、実践する子ども
5. 生活力と学力を身につけた子ども
6. やりたいことを発見し、遊びを創造する子ども
7. 夢や希望を実現するために、自分を大切にし、困難に立ち向かう勇気を持った子ども

7つの方針

私たちは子どもへの願いを実現させるため、「児童の権利に関する条約」の精神に則り、子どもの最善の利益を優先し、基本的人権を尊重することを大原則に、次のような基本方針で、子どもたちの育ちの支援を行う。

1. 私たちは、子どもと職員との信頼関係の形成を第一に考え、子どもと職員との強い絆を土台に、支援を行います。
2. 私たちは、子どもを肯定的に理解し、長所を発見し伸ばす支援を行います。
3. 私たちは、子どもと同じ目線に立ち、気持ちを理解し、共感することから、支援を行います。
4. 私たちは、子どもにとって親との関係の重要性を理解し、親子の絆を大切に支援を行います。
5. 私たちは、社会に開かれた施設運営を行い、関係機関・地域との密接な連携の下で、支援を行います。
6. 私たちは、子どもが安全で安心した生活ができるように生活環境を整備します。
7. 私たちは、子どもと真正面から対峙する姿勢を示し伝えるべきことを伝えていきます。

7つの主要責務（職員倫理綱領）

施設という ともすれば閉鎖的になりがちな空間、措置費制度という保障された財政基盤、こうした中に安住・停滞することなく、児童福祉施設のあるべき姿を追求し、7つの願いと7つの基本方針の実現に向け、切磋琢磨すると共に、自らは心身共に強く、健康であるよう努め、以下の責務を果たす。

1. 私たち職員は、社会的養育を取り巻く内外の困難な状況を認識し、その社会的役割と責任を果たします。
2. 私たち職員は、人権感覚を磨くと共に、「人の心の痛みを理解し、共感し、分かち合える」感性を磨きます。
3. 私たち職員は、福祉への理解を深め、専門的知識・技術の研鑽に励みます。積極的に研修に励み、専門性を身につけます。
4. 私たち職員は、職員間の緊密な連携を強め、「認め合い」「励まし合い」「話し合う」相互理解と協力を深め、「共に学び」「共に頑張り」「共に歩む」姿勢を堅持します。
5. 私たち職員は、社会に対し、施設の説明責任に基づく情報公開に努め、第三者評価機関による評価を受け、その結果を真摯に受けとめ、それを生かしてまいります。
6. 私たち職員は、実践の客観化と総括から学んだことを教訓化し共有化することにより、施設サービスの向上に努めます。
7. 私たち職員は、困難を伴う養育活動ゆえ、経験を蓄積し、その蓄積された経験を発展的に継承していきます。

【参考】社会福祉法人中央有鄰学院 沿革

社会福祉法人中央有鄰学院は 1897（明治 30）年、岐阜県の濃飛育児院の分院として開設された。その後分離独立し 1900（明治 33）年児童を保護する施設、豊橋育児院として豊橋に誕生し、創立 122 周年を迎える。

1921（T.10）年	4月	非行児童の指導を開始、育児部と感化部に分離、女子感化部を静修女学校とする。
	6月	名称を豊橋有鄰財団と改名。
1924（T.13）年	6月	男子教護部を知多郡大高町北関山に移築し、進修学校と称する。
1926（T.15）年	4月	女子教護部静修女学校及び育児部を成蹊塾と改称。
1930（S.5）年	4月	女子教護部を知多郡大高町夜寒に移転。
1933（S.8）年	1月	本財団を大高町北関山に移転し名称を中央有鄰学院と改称する。
1948（S.23）年	7月	児童福祉法の施行により児童養護施設となる。児童定員30名。
1952（S.27）年	10月	法律改正により財団法人より社会福祉法人中央有鄰学院認可。
1962（S.37）年	10月	院舎を知多郡大高町字洞之腰20-1に新築移転する。
1972（S.47）年	12月	定員を63名に変更する。
2008（H.20）年	10月	全国社会福祉協議会 設立100周年記念感謝の集いにて明治時代創立の全国40団体の一員として特別表彰を受ける。
2010（H.22）年	3月	旧舎を取り壊し、創立110周年記念事業として新しい建物完成 児童養護施設「ゆうりん」定員45名、乳児院「ほだか」定員15名。ふれあいセンターおおだかの複合施設がスタート
2012（H.24）年	10月	自立援助ホーム「きょうわ」（定員6名）大府市共和に開設
2012（H.26）年	4月	ヘルパーステーション「ゆうりん」開設
2017（H.29）年	4月	地域小規模児童養護施設「かえで」（定員6名）名古屋市緑区南大高に開設 自立援助ホーム「きょうわ」（定員11名に増員）名古屋市緑区桶狭間に移転
2018（H.30）年	4月	収益事業（高齢者生活支援事業）開始
2021（R.3）年	4月	地域小規模児童養護施設「あおい」、「けやき」（各定員6名）名古屋市緑区南大高に開設
2022（R.4）年	5月	地域小規模児童養護施設「ゆう」（各定員6名）名古屋市緑区南大高に開設
2023（R.5）年	7月	地域小規模児童養護施設「かえで」緑区南大高1丁目2107番へ移転
2024（R.6）年	4月	地域小規模児童養護施設「のぞみ」開設

*多くの諸先輩の献身的働きによって今日の中央有鄰学院が存在している。

法人本部 2023(令和5)年度重点課題

1. 法人の理念・基本方針・職員倫理綱領の周知徹底
2. 評議会及び理事会の開催
3. 生活資金給付援助活動の実施
4. 医療費等資金援助の実施
5. 区画整理による土地の活用
6. 鷲が岳の山小屋「あおむし」の活用

1、法人の理念・基本方針・職員倫理綱領の周知徹底

法人理念の周知法人の理念は、中央有鄰学院が運営する全事業に共通する行動規範となる。それぞれの事業において、いかに法人理念を具体的な方針につなげ、「目的」と「目標」を示すかが、事業を推進するうえで重要となる。今年度においても、各事業・施設では、職員全員に理念の周知を図り、事業の推進を図った。

（以下、各事業による事業報告をご参照ください。）

2、社会福祉法人評議員会・理事会

評議員会・理事会

（1）評議員会

【評議員会 開催状況】

● 2023(令和5)年度 第1回評議員会

開催日 2023年6月27日（火）午後3時～午後4時30分

開催場所 ふれあいセンターおおだか

評議員総数 9名

出席状況 評議員（6名）、理事長、常務理事、理事（1名）、事務（1名）

議案 事業報告の件

決算の件

社会福祉充実計画の件

監事監査報告の件

役員改選（理事・監事）の件

その他 報告事項について

（2）理事会

【理事会 開催状況】

● 2023(令和5)年度 第1回理事会

開催日 2023年5月29日（月）午後3時00分～4時30分

開催場所 ふれあいセンターおおだか

理事総数 6名

出席状況 1理事（6名）、監事（2名）陪席（施設長等3名）

議案 2022（令和4）年度 事業報告（案）の件

2022（令和4）年度 決算（案）の件
社会福祉充実計画の件
役員改選（理事・監事）の件
定時評議員会の招集の件
給与規程の一部改正等の件
その他 報告事項

● 2023(令和5)年度 第2回理事会

開催日 2023年6月27日（火）午後4時30分
開催場所 ふれあいセンターおおだか
理事総数 6名（うち2名欠席）
出席状況 理事（4名）、監事（2名）、陪席（事務2名）
議案 理事長等の互選の件
その他 報告事項

● 2023(令和5)年度 第3回理事会

開催日 2023年7月26日（水）午後3時00分～4時30分
開催場所 ふれあいセンターおおだか
理事総数 6名（うち1名欠席）
出席状況 理事（名）、監事（1名）、陪席（事務2名）
議案 評議員選任解任委員選任の件
評議員選任の件
新規地域小規模児童養護施設開設の件
その他 報告事項について

● 2023(令和5)年度 第4回理事会

開催日 2023年9月26日（火）午後3時00分～4時30分
開催場所 ふれあいセンターおおだか
理事総数 6名（うち2名欠席）
出席状況 理事（4名）、監事（1名）、陪席（施設長等4名）
議案 評議委員選任解任委員会の報告の件
新規地域小規模児童養護施設開設の件
その他 報告事項について

● 2023(令和5)年度 第5回理事会

開催日 2023年11月22日（水）午後3時00分～4時30分
開催場所 ふれあいセンターおおだか
理事総数 6名
出席状況 理事（6名）、監事（1名）、陪席（施設長等3名）
議案 2023(令和5)年度 上半期業務執行報告の件
2023(令和5)年度 補正予算（案）の件
地域小規模児童養護施設の件

児童自立生活援助事業の件

その他 報告事項について

● 2024(令和5)年度 第6回理事会

開催日 2024年1月23日(火) 午後3時00分～4時30分

開催場所 ふれあいセンターおおだか

理事総数 6名(うち1名欠席)

出席状況 理事(5名)、監事(1名)、陪席(施設長等3名)

議案 就業規則の一部改正の件

その他 報告事項について

● 2024(令和5)年度 第7回理事会

開催日 2023年3月27日(水) 午後3時00分～4時30分

開催場所 ふれあいセンターおおだか

理事総数 6名

出席状況 理事(6名)、監事(2名)、陪席(施設長等3名)

議案 2024(令和6年)年度 事業計画(案)の件

2024(令和6年)年度 予算(案)の件

ゆうりんⅡ型 管理運営規定の件

ゆうりん定員変更の件

その他 報告事項について

3、生活資金給付援助活動

生活資金給付援助活動とは、2016(平成28)年度より実施している「生活資金給付援助活動」。中央有鄰学院が運営する児童養護施設、自立援助ホーム等を退所後、大学等へ進学した児童に対し、生活資金給付の援助を行う活動。

【活動内容】

給付対象者；児童養護施設ゆうりん・自立援助ホームきょうわを退所後、大学等高等教育を受ける者

給付額；毎月3万円の給付

給付方法；原則として「手渡し」※児童の生活状況や様子を知るために、あえて手渡しとした。

【生活資金給付援助活動の実績】

2021(令和3)年度 対象者5名 大学4年(1)、大学3年(2)、短大1年(2)
専門1年(2)

2022(令和4)年度 対象者4名 大学4年(2)、専門1年(2)

2023(令和5)年度 対象者3名 大学1年(2)、大学2年(1)

4、医療費等資金援助の実施

医療費等資金援助とは、社会福祉法人中央有鄰学院の経営する各施設に入所、あるいは入所していた者に対する医療費の資金援助を目的としている。

【活動内容】

給付対象者；児童養護施設ゆうりん・自立援助ホームきょうわに在籍、あるいは退所した者で、22歳に満たない者とする。

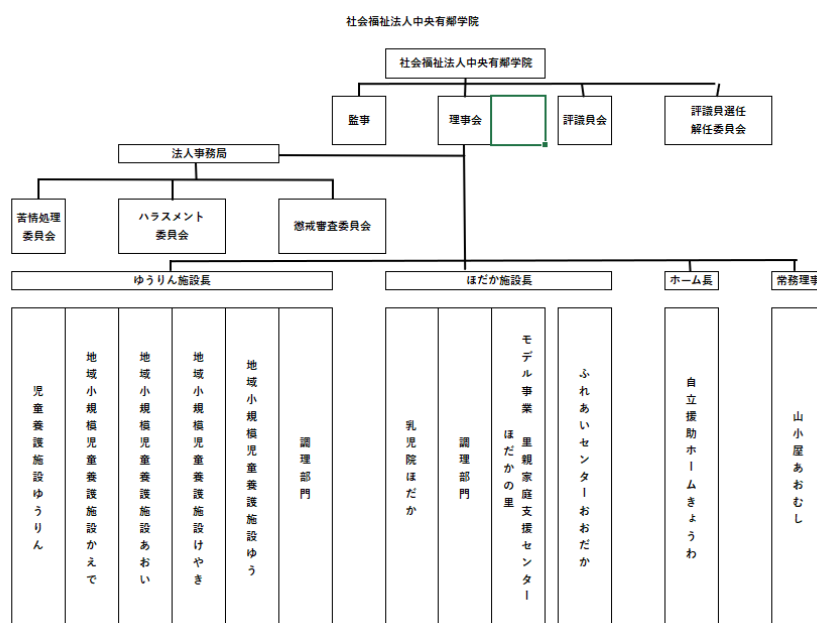
給付方法； 本人申請とし、本人の口座に振り込むこととする。

2021（令和3）年度	対象者	なし
2022（令和4）年度	対象者	なし
2023（令和5）年度	対象者	なし

区画整理により取得した土地の活用について現場職員によるプロジェクト会議を発足させ、話し合いを進めてきた。しょうがい関係、保育事業等を検討する。

子ども達、職員及びその家族、友人等の利用者も徐々に増えてきている。今後は利用していただく範疇と管理方法をどのようにしていくのかを早急に検討していかなければならない。

(1) 組織図（責任分掌図）



The organizational chart is structured as follows:

- 全体会議 (General Meeting)
 - 施設長会議 (Facilities Director Meeting)
 - 運営会議 (Management Meeting)
 - ゆうりん (Yuririn)
 - 職員会議 (Staff Meeting)
 - 主任会議 (Principal Meeting)
 - かえで (Kaede)
 - 職員会議 (Staff Meeting)
 - きょうわ (Kyouwa)
 - 職員会議 (Staff Meeting)
 - ほだか (Hodaka)
 - 職員会議 (Staff Meeting)
 - 主任会議 (Principal Meeting)
 - 心理 (Psychology)
 - 心理職員会議 (Psychology Staff Meeting)
 - 調理 (Catering)
 - 給食会議 (Catering Meeting)
 - 総務・経理 (General Affairs & Accounting)
 - 総務・経理会議 (General Affairs & Accounting Meeting)
 - ふれあいセンター (Fureai Center)
 - 職員会議 (Staff Meeting)
 - 委員会 (Committee)
 - 防災 (Disaster Prevention)
 - 広報 (Public Relations)
 - フェスティバル企画 (Festival Planning)
 - 特別委員会 (Special Committee)

Below the main structure, there are additional details for the 'ほだか' (Hodaka) branch:

- 主任会議 (Principal Meeting)
 - 部会 (Department)
 - 生活・医務 (Life & Medical Affairs)
 - 環境 (Environment)
 - 行事 (Activities)
 - 委員会 (Committee)
 - 学習支援 (Learning Support)
 - 生い立ちの整理 (整理 of Growth) (整理 of Growth)
 - 性教育 (Sex Education)
 - 小舎養育 (Small House Nurturing)
 - ホーム会議 (Home Meeting)
 - 小舎 (Small House)
 - 小舎 (Small House)
 - 子ども会議 (Children's Meeting)
 - リーダー会議 (Leader Meeting)
 - ユニット会議 (Unit Meeting)
 - アセスメント会議 (Assessment Meeting)
 - ケース会議 (Case Meeting)
 - 医務会議 (Medical Affairs Meeting)

児童養護施設ゆうりん

現在、少子高齢化の課題が浮き彫りにされてきた。厚生労働省の資料では、40年後の2060年には、日本の総人口が9000万人を割り込み、子どもの数は減り、高齢化率は40%近い水準になると推進されている。しかし子どもの数が減っている中で、虐待の相談件数は増えている。

将来を考えると危機的な状況であり、早急な対策が必要である。その対策として、R5年4月に子ども家庭庁が設置された。その基本方針で挙げられた、子どもを取り巻く課題は、児童虐待、不登校、ネットいじめ、自殺である。私たちの仕事では、これらの課題を抱えた子どもとその家族等に直面する。そのために、児童養護施設で関わる家族への最善の利益を目指す支援は、大きな社会問題と繋がることになる。

子どもの取り巻く課題は、子育ての孤立化が原因として大きくある。母親が育てなければならないという、自己責任論の中で、苦しみ、孤立して虐待が生まれる。そのような社会風土の中では、子育てに希望が持てず少子化は進む。子どもは社会の宝である。社会が責任を持ち、社会全体で子どもを育てる風土作りが必要である。

そのために、ゆうりんが実践している「となりにいる（安心できる人や場所、ヘルプが出せる居場所作り）」や、「チーム養育（連携）」「認め合う風土」や、ゆうりんので育った子どもたちの姿は、生きていく上で大切なことを社会へ提言できることだと考える。また、目の前の子どもの養育と並行して、親支援、大高町を中心とした地域支援を進めることで、子育てモデルとなる可能性があるとも考える。

現在、法改正が進み、ゆうりんが目の前の困難な方々への支援を制度に捉われずに行ってきた実践が制度化されている。今後も、出来る限りの情報を入れながら、子どもたちの最善の利益を考えた展望を築いていく。

以下、2023年度のゆうりんの実践を報告する。

1、目標 「社会で子どもを育てる支援の実践」

（1）第一に子どもの安心感を育む支援

ゆうりんでは、安心・安全な生活をベースとして、その上にアタッチメントを重視する養育を目指している。『安心』とは、『気がかりなことがなく、心が落ち着いている状態』を意味する。『安心な生活』を目指すためには、客観的な環境整備と子どもの主観的感覚を育む工夫が必要と考える。

今年度は、特に子どもの主観的感覚としての「安心感」を育むために、ケアワークの専門性の向上に向けた施設内研修や外部研修への参加を実施した。内容としては、外部講師を招いて施設内で出来るトラウマワークの一つとして「TS プロトコル」を学んだ。また、養育の質の向上のために、トラウマインフォームドケアや愛着の器モデルについて学び、子どもの日常の行動から必要な支援を導き出せるように職員の知識と技術の向上を目標に掲げている。被措置児童は、トラウマや愛着障害を抱えている子どもが少なくない。トラウマインフォームドケア、愛着の器モデルを職員間で共有できることで、子どもにとって日常生活の中でそれらのケアができる事は、施設養育の目指すべき方向性だと考える。不必要なトラウマへの暴露が減る事や、安心してトラウマ体験を語ることができる大人がいる事は、子どもの「安心感」につながっている。

さらに、施設職員の知識と技術を向上させることで、その内容を地域の子育て世帯に供給することが

できれば、現在子育てに困っている人や今後困るかもしれない人への大きな支えになるのではないかと考える。

（２）子どもが必要なときに繋がれる居場所作り～理念の具現化～

・孤立化を防ぐ組織作り

子どもが繋がれる居場所作りのために小規模化を進めているが、その結果として、各小舎が孤立することは、子どもの安全・安心が守られない組織になってしまうリスクを伴う。子どもの安全・安心な生活を守るために、「孤立を防ぐ」をテーマに小舎養育の中で職員の複数体制を整えて客観的視点を保つ取り組みを行った。

まず、物理的な環境整備と共に、子どもの気持ちを考えた共感性と応答性を強化している。定期的な引継ぎや会議では具体的な困難場面をロールプレイで共有したり、リーダー会議では個々の部屋の課題を共有することで、子どもの課題を個人や各部屋で抱え込まないような会議システムを構築した。

また、個の職員だけがリスク管理や専門性を高めていくのではなく、施設全体で高めていくために、毎週の会議の目的をPDCAのD（実践）とC（評価）として、組織全体の底上げを意識した取り組みを行った。

個々の職員に対しては、ヒアリング、チューター制度、チェックリストを実施して、専門性を高めていくと同時に相談できる相手を作り、職員が孤立しないようにしている。各小舎や個人が孤立しない取り組みを通して、子どもに対してもいつでも相談していい事や困った時に繋がれる場所として各小舎が頼られる場所になるように実践を重ねている。

国や県が小舎制や小規模化を推進している中で、「小舎・職員の孤立」が大きな課題になっている。ゆうりんの失敗を含めた取組みは他の施設が今後小規模化を進めていく中でモデルになり得ると考える。

・権利擁護

毎職員会でのロールプレイと合わせて、改めて、暴力対応マニュアルの確認や、愛着障害による背景を捉える関わりを重視する視点の重要性を共有した。

・子どもの最善の利益へ向かう職員集団作り

権利擁護を守るには、第三者の視点が必須である。心理的安全性の「非難」せずに、「尊重」しながら「指摘」し合う集団作りを進めてきた。職員同士すれ違ふことがあった。その際には、他者による「うわさ」や「認識のすれ」等で非難を感じることもあった。職員全体で、相手への指摘や対話は表に出して、直接話すこと、難しい場合は第三者が入り、三者で直接話すことを教訓とした。

・会議

会議毎にPDCAサイクルでの、実行と振り返りを中心として、実践を進めることを目指した。対話と決断の区別を共有して、会議時間や目的を明確にして、専門性と主体性を高める集団作りを目指した。

（３）地域ネットワークの強化

- ・子ども食堂「もりカフェ」

理念である「となりにいる」支援を、地域の親子へと広げる取り組みとして、毎週木曜日（夕食）に子ども食堂を開催した。団地の集会場で開催する中で、人数は徐々に増えて、現在は100名以上の親子が来ている。笑顔で「おいしい」と食べる親子にとって、継続して開催することで、子育てで悩んだ時、困難な時に、いつかゆうりんにご相談しようと、となりにいる存在となれたらと思う。

- ・地域ネットワークとの連携

他機関連携の中で、児童福祉法の枠にはまらない方と出会う。「今日安全に寝る場所がない」と相談があり、当施設のアパートを利用した方もいる。18歳以上は成人となり、児童福祉法は適用されない。例えば、20歳まで不適切な扱いを受けたとしても、守られる制度は整っていない。地域ネットワークの中で、子どもが信頼できる誰かやどこかに出会い、ヘルプが出せる居場所を増やしていく。その活動を積み重ねて、地域社会で子どもを守ることに繋げていく。

（４）その他：

- ・地域小規模「のぞみ」の開設（2024年4月）

徒歩5分圏内の中古物件を購入して、5カ所目を開設した。

- ・児童自立生活援助事業Ⅱ型の開設（2024年4月）

当施設出身の20歳以上の進学者、家庭復帰した児童の拠り所、地域の拠り所を必要としている方の受け入れをしていく。現在もリービングケアは行っているために、そのシステムを移行していく。金銭管理、安心安全の確保、自己覚知等、アパートや空いた小舎を活用して、生活を整えていく。

- ・自立支援

2023年度 退所児支援集計

実数：53名

	来院	宿泊	訪問	連絡	その他	総合計
4月	13	30	13	61	4	121
5月	13	31	4	46	12	106
6月	10	30	5	40	6	91
7月	11	31	3	71	3	119
8月	20	31	8	66	31	156
9月	12	30	7	45	16	110
10月	30	31	5	54	4	124
11月	19	30	11	64	14	138
12月	19	39	4	91	7	160
1月	33	70	9	65	6	183
2月	14	29	5	72	6	126
3月	19	31	9	70	17	146
合計	213	413	83	745	126	1580

今年度の支援対象者は53人で、昨年度の50人から増えた。昨年度の家庭引き取り件数分が、増えた要因だと考えられる。また、年始の集まりに加え、夏に退所児と入所している高校生・措置延長児とのキャンプも実施し、20名程の退所児童が参加した。

困っていても・困っていなくても、「実家」として帰って来たり、職員に会いに来てくれるのは嬉しい事であり、この仕事をしている醍醐味であると同時に、これまでの支援を振り返ることが出来る。また、その姿が良いも悪いも在籍児童の将来のイメージを膨らますモデルとなっている。

今年度は、退所児の中で、生活費を貸してほしい、多重債務、慰謝料請求など金銭的なトラブルが多く、支える会からの貸付け、弁護士、司法書士など他機関と連携したケースがあった。「就労して毎月給料が入っているのにお金がない」ケースもあり、在籍中の支援の在り方を考えさせられるきっかけとなった。また、2名が措置延長をし、施設機能強化推進費の「自立生活支援事業」を活用して、アパートで生活をしながら学校へ通った。学校や奨学金の書類関係、金銭管理、家事、学業の継続などで、支援が必要なおことが多々あったが、大事になる前に対応することができた。近くにいるからこそ、子どもたちは相談しやすかったり、職員は様子を把握しやすかったりしたためであり、措置延長をする意義を感じた。

当法人の理念である「隣に有る」は退所した後も、繋がれる居場所・人がいることであると思うため、今後も体制を整えながら出来る限りの支援を行っていく。

・家庭支援

家庭養育優先原則の元、親子支援（子育て支援）を行い、昨年度2家族3名の家庭復帰に続き、今年度は3家族4名が家庭復帰をした。子育ての孤立化が社会の大きな問題になっていることを受けて、家庭復帰に際しては家族が暮らすその地域での支援体制を整えている。アフターケアとして、地域の支援機関と協同して家庭訪問をおこない情報共有を図っていく。昨年度家庭復帰した家庭への定期的な訪問も実施しており、一年経過した今も家族としての機能が果たされていることを確認している。

地域家庭への在宅支援としては、施設入所定員いっぱいの中でも多くのショートステイやレスパイトを受け入れた。子どもも保護者も安全、安心に暮らせることを目指した家庭支援を進めていく。

令和5年度集計

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
入 所		1										4
退 所				1								4
レスパイ ト		1			1						1	1
ショート ステイ			1	1	1	1		3	4			1
在籍数	51	52	52	51	51	51	51	51	51	51	51	51

・里親支援

悩みを抱えるケースにおいては児童相談所と連携してケース会議を実施。関係者が集まり、里親・児童

ともに気持ちに寄り添い、支援の在り方を再検討。安心安全が守られた委託の方針を都度決定している。

児童養護施設の専門性を生かしたソーシャルワークが求められる中で、里親会とも連携し、施設内で行うロールプレイング形式を取り入れた性教育を実施。また、以前に在籍していた児童に対しては施設来所してもらい、在籍児と一緒に性教育を実施することができた。

ショートステイや一時保護・レスパイトなどの短期委託においても電話相談・家庭訪問を実施し、いつもとに在る支援が継続できた。また、これらの短期委託の情報を里親支援専門相談員・児童相談所・フォスティング機関とも情報共有することで委託のアセスメントにつなげられる仕組みを確立できた。

・第三者評価（施設コメントより）

今年度の受審結果として、2年前の評価より、目の前の子どもに対してよりよい生活を目指した実践の積み重なりを確認することが出来た。改善点に関しては、労働環境は、現行の児童養護施設の制度を最大限活用して、法順守へと進めている。また、職員それぞれが「**子どもの最善の利益**」「**施設理念の具現化**」「**職員の自己実現**」の三つのバランスを考えることを投げかけている。負担の片寄りやストレス軽減は、役割分担やフォロー体制の強化を進めて、時間外は業務の精査に取り組んでいく。また、福祉職における奉仕のイメージが、経営を考える際の障壁となっている。子どもを育てる親は食べさせるお金（生活費）、やりたいことをやらせるお金（教育費、習い事）等と考えながら働いている。施設職員も子どもを守るためには、経営を考えていく必要がある。その土台である組織論（社会マナー）や第三者のチェック機能（客観的視点、ハラスメント意識）の必要性を感じながら、子どもの現状や支援の必要性、専門職としての実践等を社会に発信していく学びの機会を設けていく。

＊上記の三つのバランスを考えながら、丁寧な関りを行う為には、職員数を増やして、労働環境を整える必要があった。改善された相乗効果として、以下のように、支援の質と量が増える結果となった。

7年間のゆうりんの変化

第三者評価	2017年度			2020年度			2023年度		
	A	B	C	A	B	C	A	B	C
	18	62	6	43	27	0	63	6	0
収入	278,297,055			330,346,020			439,792,607 (2022年度)		
職員数	37			36			53		
平均有休数	0.9			7.7			11.47		

乳児院 ほだか

新型コロナによる自粛生活が解かれ、令和 5 年度はいっきに活動が増えた。夏には数年ぶりに海水浴で宿泊もでき、ほだかの「大きくなったね会」や秋のフェスティバルでは、ほだかと繋がりのあった多くの方と再会でき、健康で安全な日常を過ごせることの有難さを再確認できた年でもあった。

昨年末あたりから、新生児を含む乳児の入所が途切れることなく続き、定員 15 名のうち、9 名が 0 歳児という期間があった。乳児が増えると、授乳や抱っこで職員の負担も同じく増加するが、先輩職員を中心に穏やかに丁寧に養育に携わることができているのは、職員一人ひとりの力量が着実に向上しているからだ実感している。人材育成プログラムも毎年中身を吟味しながら実施しているが、職員の養育力向上や養育に対する考え方の定着に貢献していると思われる。引き続き、職員教育には力を入れていく。

家庭的養育優先原則に沿って、乳児院への入所数は減少方向にあると言われており、実際に県外の乳児院では一年間を通して入所がゼロという所もあった。乳児院には、里親やファミリーホームとは異なる役割があると考えており、里親委託されることが全ての子どもにとって幸せという一部の浅膚な見解に振り回されることのないよう、一（いち）乳児院としての機能や地域における役割をしっかりと確立していきたい。その一つとして今後取り組んでいく「妊産婦等生活援助事業」開始に向けて、産後ケア事業に取り組んでいる乳児院や、特定妊婦の支援を行っている保健センターへの見学訪問を実施し情報を得たり、事業を行うための空き小舎の整備に取り掛かったりと、少しずつ準備も始めている。

1、入所児童について

（1）入所児童推移（定員 15 名）

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
措置	10	10	11	12	12	11	11	9	10	11	11	12
一時保護	5	4	3	2	3	4	3	3	4	4	6	7
ショート	0	0	1	3	2	0	0	3	2	0	0	0
レスパイト	1	0	0	0	2	0	0	0	1	0	1	0
総入所児童数	16	14	15	17	19	15	14	15	17	15	18	19

（2）在籍延べ日数推移（日）

年度	措置児	一保児	ショート児	レスパイト児	総計
令和 2 年度	4521	606	39	0	5166
令和 3 年度	2825	1468	84	0	4378

令和4年度	3958	1150	28	20	5156
令和5年度	3786	1073	46	11	4916

(3) 入所理由

	理由	措置	一時保護		理由	措置	一時保護
1	父母不明（遺棄）			14	父・母・両親の死亡		
2	父母不明（蒸発）			15	父母の出張・研修		
3	父家出			16	冠婚葬祭		
4	母家出			17	母の疾病		2
5	養育拒否			18	父の疾病		
6	養育困難	4	6	19	父母共に疾病		
7	離婚別居			20	父精神疾患（知的障害含）		
8	母未婚	2	3	21	母精神疾患（知的障害含）		2
9	婚外出産			22	父母の逮捕・拘禁		
10	奇形			23	家族の疾病の付き添い		
11	虐待			24	児童自身の疾病・障害		
12	父母怠惰			25	その他		
13	父母就労（借金・貧困）			合計		6	13

※前年度より養育困難での入所が増加しており、一時保護から措置になるケースが4ケースあった。

(4) 退所理由

		措置	一時保護
1	親元引取り	1	6
2	親戚（父母以外）引取り		
3	里親委託	4	
4	養子縁組		
5	児童養護施設へ移行	2	
6	知的障害児施設へ移行		
7	肢体不自由児施設へ移行		
8	重症心身障害児施設へ移行		
9	その他の施設へ移行		
10	母子生活支援施設へ移行		2
11	死亡		
12	一時保護から措置入所へ変更		7

13	その他		
合計		7	15

◇ 里親支援

委託までの交流期間は、里親と子どもの負担に配慮し長期になりすぎないように努めている。交流内容は、里親と子どもの状況に応じて組み立てており、段階（ユニット交流→外出→外泊）を踏んでいくようにしている。

委託後の支援としては、委託開始 3 ヶ月後と子どもの最初の誕生日に、担当職員とアフター家庭訪問をし、子どもの成長を見守りながら里親と施設の継続した繋がりが持てるようにしている。また、委託開始直後は、里親と子どもの生活環境が大きく変化するため必要に応じてレスパイト・ケアの受け入れをほだかで行い、里親と子どもが安心して親子生活を送れるよう支援する。

（５）退所児在院期間（措置）

	在院期間	男	女	合計
1	1 ヶ月未満			
2	1 ヶ月～3 か月未満			
3	3 か月～6 カ月未満			
4	6 カ月～1 年未満		1	1
5	1 年～2 年未満	2	3	5
6	2 年～3 年未満	1		1
7	3 年以上			
合計		3	4	7

（６）面会・外出・外泊回数

	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計	（前年度）	前年度比
面会	19	15	39	28	10	5	17	17	18	19	17	15	219	214	5↑
外出	0	2	0	5	6	24	17	13	8	3	0	0	78	18	60↑
外泊	4	1	0	5	9	8	4	1	8	1	1	0	42	48	6↓
宿泊	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	7	6↓
合計	23	18	39	39	25	37	38	31	34	23	18	15	340	287	

2、医務報告

(1) 通院累計

科	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
往診 小児科	35	38	45	45	29	44	32	38	52	39	32	62	491
耳鼻科	6	10	10	7	10	7	7	9	10	8	8	13	105
通院													
小児科	16	1	11	6	9	9	5	7	10	8	16	8	106
耳鼻科	0	0	1	1	0	1	0	1	1	1	1	1	8
アレルギー科	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
泌尿器科	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2
眼科	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	2	5
歯科	1	0	3	2	4	3	1	3	3	2	0	3	25
皮膚科	0	1	1	1	1	5	1	2	0	0	0	2	14
口腔外科	0	0	1	0	0	1	0	0	1	0	0	0	3
救急外来	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	2	2	6
整形外科	5	3	3	1	2	1	2	0	1	0	0	0	18
形成外科	2	2	0	1	1	0	1	0	0	0	0	0	7
合計	24	8	22	14	17	20	11	13	16	13	20	18	196

令和5年度は、6月ヒトメタニューモウイルス感染症、9月にインフルエンザ、年末にアデノウイルス、溶連菌、2月はRSウイルスと感染症の対応に追われた。1月、2月には単発で新型コロナ感染もあったが、職員の協力のもとで対応し最小限に留めることができた。今後も罹患者の影響については経過見守りしていきたい。コロナ禍で外部との関わりを制限していたことが、免疫力の低下にも関わりがあると思われる。今年度も、かかりつけ医の遠隔診断（SNSメッセージ等）の利用が進み、医師の指示が仰ぐことが出来たことは、職員の安心につながった。また、新型コロナやRS、インフルエンザなどの簡易検査キットの活用で、早期の受診、治療につなぐことができた。

(2) 入院累計

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計

計	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2	0	3
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

大同病院 ヒトメタニューモウイルス感染症 1 名 3 歳5ヶ月女児 6/19~23

大同病院 RS ウィルス性細気管支炎 2 名 4 ヶ月女児 2/27~3/7

4 ヶ月男児 2/28~3/10

3、ヒヤリハット・事故報告

(1) ヒヤリハット、軽微な事故

		4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	累計
ヒヤリハット	怪我	2	0	1	2	1	3	1	2	0	3	1	0	16
	転倒・転落	2	1	1	2	0	1	1	1	0	1	0	0	10
	窒息	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
	噛みつき	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	3
	誤飲	1	1	1	2	1	1	1	1	0	3	2	1	15
	薬	1	1	0	1	0	0	0	0	0	1	1	0	5
	食事関係	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2
	衛生面	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
	個人情報	0	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	2	5
	その他	1	0	0	3	1	3	1	6	4	2	3	0	24
	計	7	3	4	14	3	11	4	10	4	11	8	3	82

		4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	累計
軽微な事故	怪我	3	10	5	3	3	8	3	5	2	2	3	6	53
	転倒・転落	4	4	6	3	4	3	5	2	2	3	5	1	42
	窒息	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	噛みつき	1	4	5	9	8	1	1	0	1	2	1	1	34
	誤飲	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	2
	薬	0	0	0	2	0	0	0	0	1	0	0	2	5
	食事関係	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	衛生面	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	1	3
	個人情報	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	2
	その他	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	2
	計	8	20	16	17	16	14	9	8	7	8	9	12	144

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
事故報告書	1	0	1	5	0	0	3	0	0	0	0	0

・事故報告書 計 10 件

令和5年度振り返り

今年度ヒヤリハットの中でも一番多かったものが、誤飲であり、子どもにとって口で確認することの大切さと安全を守ることの難しさを痛感した。

軽微な事故では、怪我転倒が多くを占めており、発達の過程で起こりうることを予測してこどもの傍に寄り添い成長を見守ることが必要と思う。

1年を通して提出枚数が昨年より少ないが、ヒヤリとしたことを全体で周知して危険を回避しようという気持ちを職員全体で高める必要がある。

事故報告書は昨年より多かった。内容はETCカードや鍵の取り扱い等に関するものが複数あった。肘内障については、ユニットで再発防止のためユニット扉にも注意喚起の札を掲げるなどして注意していたが、発症している。対応は迅速にできたと考える。

4、子どもの権利擁護

権利擁護振り返りノート、ほだかハット/にこりハットの実施

令和2年度に改訂した振り返りノートを活用し、権利擁護委員会を中心に子どもの権利や子どもとの関りについて話し合いをしたりロールプレイを行ったりした。職員ひとり一人が子どもの権利擁護について意識出来る機会となった。

1回目	記入日	年	月	日
2回目	記入日	年	月	日
3回目	記入日	年	月	日

氏名：_____

権利擁護振り返りノート

【基本項目】	第1回	第2回	第3回
◎：できている、○：だいたいできている △：できている自信はない、×：できていない			
1. 養育の基本（ほだか養育指針）を理解している。			
2. 法人の理念や養育目標を理解している。			
3. 自分の養育の良さと課題を述べることができる。			
★良い点			
★課題			
4. 入所している子どもの個人情報（あなた自身）の管理を適切にしている。			
5. 被措置児童虐待等の届出・通告制度について理解している。			
6. 子どもの育ちの背景や保護者の状況を理解して受け止め、安心して甘えられるように、子どもの気持ちに寄り添う努力をしている。			
7. 子どもと温かなやり取りやスキンシップを常に心がけている。			
8. わかりやすい言葉で穏やかに話しかけている。			
9. オムツ交換は「気持ちいいね」などと、優しく声をかけたり、マッサージしたりしながら行っている。			
10. 赤ちゃんの泣き声や目の動き等、言葉にならない要求や思いを敏感に察知し、タイミングよく対応している。			
11. 「だめ」「いけません」等制止する言葉を不必要に用いないようにしている。			
12. 「待って」「あとで」などと言わずに、なるべくその場で対応するようにしている。			
13. 子どものいる前で、保護者の批評をしないよう意識している。			
14. 泣く子どもに対して放って置かない努力をしている。			
15. 自分自身の感情コントロールに努めている。			
16. 「できない」「やって」と甘えてくる時は、子どもの気持ちをまず受け止め、発達に応じた援助をしている。			
17. 自分の思い通りにならず、怒ったり泣いたりする子どもに対して、突き放したりせず、丁寧に話して聞かせたり、選択肢を与える等、子どもが気持ちを切り替えられるよう適切な援助をしている。			
18. 日頃から子どもに身体的な苦痛を与えたり、人格を辱めるなどの精神的な苦痛を与えたりすることがないように意識している。			
19. 食事やおやつ時は、楽しめる雰囲気作りを第一に心掛けている。			
20. 偏食や食べ残しを直すために、叱ったり、押しつけたりはしない。			

① 権利擁護振り返りノート

年に3回、パート職員を含むほだかの全職員に実施した。子どもとの関わりについて、職場風土について、法人や、自身の課題についての質問について答えてもらうことで、自身の養育を振り返る機会となった。自己評価して気づいたことについてもコメントとして記入してもらい、結果を集計し、職員会で共有した。何気なく行っている養育の中で、何が子どもの権利を守ることにつながり、どのようなことに気を付けなければいけないのかを意識するきっかけになったとの感想が聞かれた。



② ほだかハット、にこりハット

ほだかハット、にこりハットについて、例年通り実施した。

この取り組みを始めてから、日常の養育の中で気になっても面と向かって言えないことが、書面でなら出てくるようになった。自身のその後の養育について注意喚起の役割にもなっていると思われる。ほだかハットで出てきた内容は権利擁護委員会でも話し合いをし、必要な時は職員会等でロールプレイを実施した。さらにユニット会議で話し合いをする時間を設け、権利擁護の意識を高めた。

③ ロールプレイ・グループワーク

職員会議の時間を使い、子ども対応等でよくある困った場面を設定してロールプレイをしたりグループワークで議論をしたりした。

ロールプレイでは、例えば、長泣きする子どもに対してユニットの外から見ていた職員がどのように介入したらいいかを子ども役と職員役に分かれてやってみて、子どもと職員それぞれの気持ちを共有し、どの様に介入したらよかったかを話し合った。また、年数が上の職員に対して、後輩職員が介入するという場面設定でも行うことで、互いの考えを共有することができた。

④ たいせつなあなた

名古屋市の権利擁護委員会が作成した子どもの権利ノート「たいせつなあなた」の冊子を皆で読みつつ、各項目について、自分のユニット児はどうかを話し合った。（大事にしているもの、苦手なもの・好きなもの等）冊子を使用して話すことで、職員間の子どものための認識の共有や、対応統一の手助けになっている。

5、食育報告

2023年度は、週1回の夕食作りの材料購入や、おやつ買いなどの新たな取り組みを始めた。子どもと買い物に行く機会を増やすことができ、食材に関する知識が子どもに自然と身についてきていることを実感できた。さらに、厨房職員による夕食作りを週2回から週5回に増やしたことと、ユニット職員

による日々の調理で、大人がユニットのキッチンで食事作りをしていることが子どもにとって当たり前になりつつある。また、ユニット調理の食材費の使い方を見直したことで、ユニット職員起案のユニット調理の内容の幅も広がった。しかし、厨房職員が食事介助や食事の場面に関わる機会が少なかったため、今後は勤務体制から見直す必要がある。

6、保護者アンケート

保護者アンケート(在院児保護者様用) 令和5年度集計				
《※今年度は4組の保護者様にご回答いただきました。》				
◎あなたはほだかについて、どのように感じていますか？あなたの気持ちに一番近いものに○をして下さい。 ◎各問いにご意見がある場合、一番最後の欄にご記入ください。				
	質問事項	はい	いいえ	わからない
問1	ほだかの印象は良いと思いますか？	100%		
問2	職員から、この施設の内容や決まりごとについて、わかりやすく説明をうけましたか？	75%		25%
問3	職員は、あなたや子どもに対していいえに接したり、話を聞いてくれたりしていると思いますか？	100%		
問4	ほだかではあなたや子どもが大切にされていると思いますか？	100%		
問5	「いやだな」「困ったな」と思ったときに職員に話せますか？	100%		
問6	健康への気配りは十分だと思いますか？	100%		
問7	お子さんとの面会や外泊は、希望通り出来ていると思いますか？	50%		50%
問8	子育てについて困ったこと、相談にのってもらいたいことがあった場合、ほだかへの相談を希望しますか？	(はい) (→100%)・いいえ		
問9	・問8で「はい」とお答えの方は、よろしければ内容をお聞かせください。 ・今はないが、出てきたらいろいろ聞きたい。(多数)			
	ほだかの取り組みについて「よいと思うこと」「改善してほしいと思うこと」を書いてください。 【よいと思うこと】(※保護者の言葉をそのまま引用) ・職員が優しく丁寧に話しやすい ・面会も希望通りにしていただけてありがたい ・子どもの面倒をよく見てくれる ・(職員が)自分の子どもみたいにしてくれている ・相談できる。外国人にもわかりやすいように説明してくれる ・親も大事にしてくれる。聞いたら教えてくれる ・両親に対しての接し方 ・いろいろな事への説明の仕方 【改善してほしいこと】 ・職員によって言うことが違う(1～2回) ・病気の連絡、たまに忘れる			
	【その他ご意見】 ・いつもすごく助かってます。ありがとうございます。これからも〇〇くん共々お願いします。			

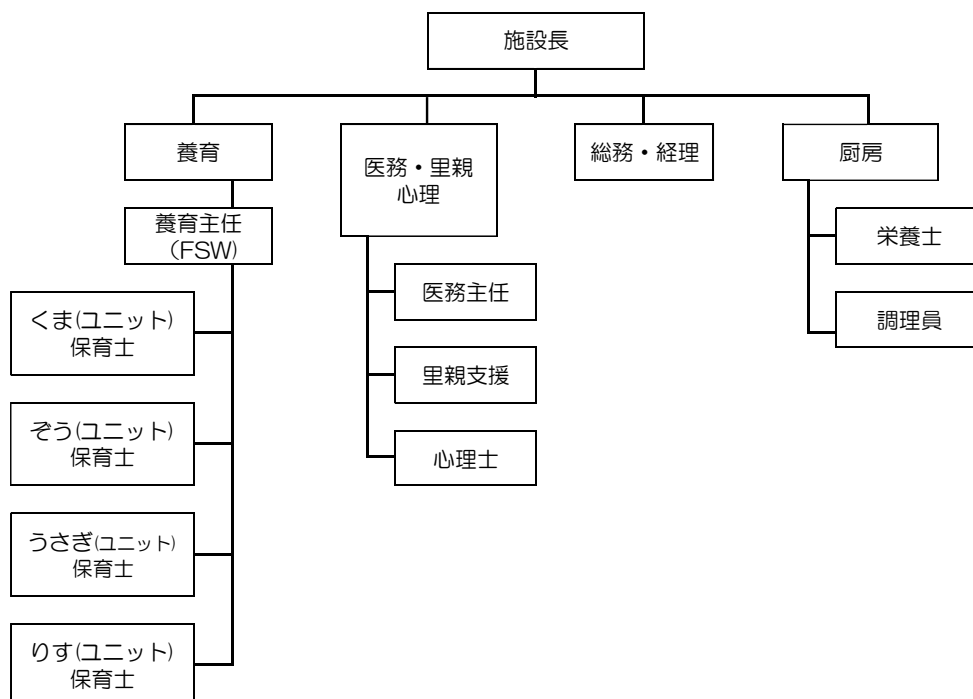
7、行事報告

4月		21日	そうプチデイキャンプ	1日	そうユニット誕生日会
5月		23日	アフター誕生日会	3日	ひなまつり
3日	端午の節句	27日	お月見会	13日	うさぎユニット外出
15日	BBQ	10月		15日	いちご狩り
19日	東山動物園(招待) →水族館	14日	お芋掘り	21日	そうユニット外出
23日	うさぎユニット外出	16日	くまユニット誕生日会	29日	うさぎお別れ外出
6月		19日	うさぎユニット誕生日会		
15日	そうユニット外出	23日	そうプチデイキャンプ		
17日	招待行事 劇 ブレーメンの音楽 隊	11月			
7月		1日	くまユニット誕生日会		
7日	七夕	9日	七五三		
3日	アフター誕生日会	11日	アフター誕生日会		
10日	ユニット誕生日会	30日	招待行事 「わらべうたと太鼓のまめ っこシアター」		
15日	流しそうめん	12月			
18~19 日	海(泊まり)	1日	うさぎユニット誕生日会		
20日	お宮参り	8日	そうユニット誕生日会		
25日	招待行事 シャボン玉コンサ ート	22日	クリスマス会		
29日	アフター誕生日会 招待行事 和太 鼓・和芸	23日	招待行事劇団飛行船		
8月		24日	クリスマスディナー		
3日	くまユニットお別 れ会	28日	もちつき		

4日	招待行事 クラシックコンサート	1月			
7日	ぞうユニット児お 食い初め	21日	うさぎユニット誕生日会		
9日	ぞうユニット花火	31日	うさぎ・くまユニット児お 宮参りお食い初め		
16日	うさぎユニット花 火	2月			
24日	くまユニット花火	3日	節分		
24日	うさぎユニット外 出	8日	おやつパーティー		

8、令和5年度 組織

1. 組織体系(職員配置)・機能図



2. 令和5年度 職員構成

職名（定数）		人数
間接処遇	施設長(1)	1
	事務員(1)	1
	栄養士(1)	1
	調理員等(4)	4
直接処遇	指導員・保育士(8)	10
	看護師(2)	
	里親支援専門相談員(1)	1
	予備保育士(1)	1
	小規模加算(1)	1
	家庭支援専門相談員(1)	1
	小規模グループケア(3)	3
	個別対応職員(1)	1
	心理療法担当職員(1)	1
	育児指導訪問事業担当職員	1
常勤職員 計		27
非常勤職員 計		(12)

※加算、職員配置の内容

児童指導員 保育士	0～1歳乳児13人に対して職員1名(定員から2歳児及び3歳以上児の現員を差し引いたもの) 2歳幼児2人に対して職員1名 3歳以上幼児3人に対して職員1名
里親支援専門 相談員	1名加算 児童養護施設及び乳児院に地域の里親及びファミリーホームを支援する拠点としての機能をもたせ、児童相談所の里親担当職員、里親委託等推進員、里親会等と連携して、(a)所属施設の入所児童の里親委託の推進、(b)対処児童のアフターケアとしての里親支援、(c)所属施設からの退所児童以外を含めた地域支援としての里親支援を行い、里親委託の推進及び里親支援の充実を図ることを目的とする。
予備保育士	名古屋市基準1名
小規模加算	定員20名以下の場合、1名加算
家庭支援専門 相談員	1名加算 虐待等の家庭環境上の理由により、入所している児童の保護者に対し、児童相談所との密接な連携をもとに電話、面接等により、児童の早期家庭復帰、里親委託等を可能とするための相談援助等の支援を行い、入所児童の早期退所を促進し、親子関係の再構築等が図られることを目的とする。
小規模グループ ケア加算	4～6名のグループケアに対して1名加算。 小規模なグループによるケアを行う場合は、専任の職員として各グループにつき児童指導員または保育士1名及び管理宿直等職員(非常勤可)を加配し、虐待を受けた児童等への対応の充実を図ることを目的とする。
個別対応職員	1名加算 虐待を受けた児童等の施設入所の増加に対応するため、被虐待児等の個別の対応が必要な児童への1対1の対応、保護者への援助等を行う職員を配置し、虐待を受けた児童等への対応の充実を図ることを目的とする。
心理療法 担当職員	心理対象児童又はその保護者10名以上の施設1名 虐待等による心的外傷等のため心理療法を必要とする児童等及び夫からの暴力による心的外傷等のための心理療法を必要とする母子に、遊戯療法、カウンセリング等の心理療法を実施し、心理的な困難を改善し、安心感・安全感の再形成及び人間関係修正等を行うことにより、対象児童等の自立を支援することを目的とする。
育児指導訪問 事業担当職員	育児指導を専任で担当する常勤職員を配置し、乳児院から家庭復帰したケース及び里親等へ委託となったケース等に対し、家庭訪問などのアウトリーチの支援等を実施し児童虐待の未然防止及び再発防止のための養育支援を行うこと。

ほだかの里

（１）里親の新規開拓や普及啓発に繋がる活動の継続

東部児童相談所管轄エリア内のショッピングセンターでは、７月と１月普及啓発活動や説明会を開催し、リーフレットや啓発グッズ等を活用しながら里親の新規開拓や普及啓発及び里親制度への理解に繋がる活動を行った。その他にも里親会と共同で里親制度に関するパネル展や写真展を幅広い層への周知を目指して区役所にて開催した。これらの活動を通して、年間約 470 世帯にリーフレットを配布している。

（２）里親に寄り添う相談援助活動の推進

児童相談所等の行政機関に相談しづらい内容や疑問等について、「さとカフェ」という気軽に足を運べる場所を提供していることで、いくつかのケースで相談に繋がった。また、相談内容に応じて個別の発達相談や心理相談に繋ぐなど、利用者の悩みやニーズに応じて様々なかたちでの相談に応じることができた。また電話や来所による相談だけでなく、徐々に利用者が広がっている公式 LINE での問い合わせ等も増えている。令和 5 年度の「さとカフェ」への来所者数は年間延べ 158 人であった。

（３）里親支援者及び里親当事者向け研修の開催

今年度の支援者向け研修は、里親支援専門相談員やピアサポーターだけでなく、児童相談所職員や他の施設職員を含め里親支援に関心のある職員も対象にし、隔月で研修会を開催した。10 月 28 日には、精神科医の渡辺久子先生の講演会を行い一般の方や里親等多くの参加があった。また午後からの事例検討会には、施設職員からも多くの参加があり、里親支援の方向性を確認する大変有意義な機会となった。毎年、前後半に分けて開催している里親向けのペアレントトレーニングは、公式 LINE での先行受付の時点で申込定員が埋まる状況となる等盛況であった。

（４）各関係機関との有機的な連携の強化

里親委託において大きな課題となっているマッチングについては、児童相談所、施設、フォスティング機関が有機的に連携し、各所が責任を持ってマッチングに関わることができるよう、ほだかの里が作成したガイドラインの案をたたき台として、児童相談所の担当者や他施設の里親支援専門相談員らとワーキング会議で協議を重ね、令和 6 年度から施行されることとなった。特に、東部児相管内においては、登録相談から里親ガイダンス、インテーク面接、新規登録研修・実習、さらにはマッチングに至るまで、ほだかの里が今まで以上に主体的に関わっていくこととなるため、東部児相の里親担当主査との月 1 回の打合せを継続している。

（５）未委託里親訪問事業の実施

未委託里親への訪問については、1 年以上委託実績がない里親を中心に計画的な訪問活動を行い、生活状況や意向を確認することにより、新たな委託や適切なマッチングに繋げるべく情報の整理を行った。今年度のマッチングや委託においても、児相と共に未委託里親訪問事業の情報を活用し、マッチングに繋げることができている。

（６）里親家庭の実生活における育児・家事負担の軽減と里親相互扶助の活性化

里親等支援ボランティア事業『さとぽっぽ』の継続と、多様な依頼にも柔軟に対応できる人材の確保を目指し、里親相互の助け合い活性化のために、里親登録時から『さとぽっぽ』事業の周知を行い、未委託里親の援助者登録を促している。また、よりよい援助活動に繋げるため、援助者向けの懇親会等も実施した。令和５年度は延べ３９名の援助者が訪問活動等を行った。

（７）里親・里子同士が安心して交流できる居場所、環境作り

「さとカフェ」やマルシェなど里親子が安心して立ち寄れる居場所となるような環境作りを日々進めることができた。特に今年度は、初めて大人向けのワークショップを開催し、普段のサロンや行事では見かけないような方の参加もあり、幅広い層の里親と交流し顔見知りとなる機会となった。子ども向けにもワークショップや野菜の収穫体験を行い、夏休みにはキャンプを行うなど、将来的な支え合いに繋がるように、里子同士がより深く交流できるような企画を実施することができた。

(1) 子育て親子の交流の場の提供及び交流の促進

①利用者を温かく迎え入れる場づくりの工夫

- ・初めての利用者には施設の様子を見学してもらいながら、リーフレットや行事予定を使って説明を行い施設の事を知ってもらう。
- ・新しい利用者には朝の集まりの会の時、子どもの名前、月齢、住んでいる地域について皆の前で話してもらう。
- ・同年齢、地域が同じということで親しみを持ってもらい知り合いになるきっかけとなった。

②親同士を結びつけるための工夫

- ・同じ悩みを抱えている親同士、同年齢児を持つ親同士を職員が仲立ちし話合いの場を設けるようにした。

③親子が安心して心地よく過ごすことができる環境作り

- ・安心、安全に遊べるよう遊具の点検をする。
- ・室内の換気と温度調節に注意を払うなど感染症対策を講じながら受け入れてきた。
- ・利用する子どもの年齢により玩具の提供、環境の構成をする。
- ・玩具は子どもが、自由に取り出したり片づけたりできるよう種類別に写真を貼る。

④広場の利用者を増やすための努力と工夫

- ・毎月の予定表を区の役所に届ける。児童館、支援拠点、保健センターなど18箇所に配布。
- ・HPに掲載する。
- ・当学院の掲示板（外）に月の予定表を掲示する。
- ・利用者の近所に子育て中の親子がいたら誘ってもらうよう依頼した。
- ・民生委員の方が赤ちゃん訪問で訪れる際にふれあいセンターを紹介してもらう。

(2) 子育てに関する相談、援助の実施

①利用者との日頃の関わりを通して信頼関係を形成する

- ・開設中はいつでも来院、電話相談を受ける。
- ・職員や親同士の何気ない会話から気軽に相談できるような雰囲気作りに努めた。
- ・電話相談はなかった。遊んでいる時に子どもの様子を見ながら話を聴くことが多かった。
- ・深刻な相談はなかった。気軽に話しかけ聞くことで母親の気持ちを和らげることができた。

②相談者に対するプライバシーについての配慮

- ・深刻な悩みなどについては別室を利用する。（5年度はなかった）
- ・相談内容の記録は守秘義務を厳守し施錠できるロッカーに保存している。

③専門的な相談への対応や関係機関との連携についての取り組み

- ・当学院の臨床心理士さんに相談をし、相談内容によっては専門機関へつなぐ。
- ・保健センターや・消防署の方に来ていただき話を聞く。

(3) 地域の子育て関連情報の提供

- ・区の支援団体のチラシや子育てに関する研修、講座の情報などは利用者が常に見ることができる場所に置いておく。
- ・ホームページ、外の看板で地域の方に情報提供する。
- ・利用者向け講座、研修会などのチラシが配布された時はその都度紹介している。
- ・常に新しい情報誌を提供する。(古い情報誌はいつまでも入れておかないよう気を付ける)

(4) 地域及び関係機関等との協力、連携

- ・保健センター、消防所の署員の方に来ていただき話をさせていただいた。
- ・おおだか地区で幼稚園、保育所、緑区役所が連携して「ミニ赤ちゃんまつり」開催した。

(5) 子育て及び子育て支援に関する講習会等の実施

- ・月1回の「講座」を実施した。
- ・年齢別の利用を引き続き行っているため講座も年齢別で開催した。
- ・ほだかの男性職員さんに「パパ講座」の依頼をし開催できた。

(6) 事故防止・衛生面についての取り組み

①事故防止

- ・ドアに指はさみ防止を付ける。机の足の部分にクッションシートで保護する。
- ・子ども用机は使用しない時はしまっておくようにした。
- ・2ヶ月に1回の避難訓練の実施。(火災・地震・水害・不審者侵入)

②衛生面

- ・入室前の手洗い徹底。・消毒液、ペーパータオルを設置。
- ・玩具の殺菌消毒をおこなっている。
- ・室内の温度、換気に留意し適切な状態を保持する。

令和5年度利用状況

	2年度	3年度	4年度	5年度
開設日数 (A)	205日	244日	246日	246日
延べ利用組数	5,293人	6,723人	7,237人	9,066人
延べ親子組数 (B)	2,428人	3,256人	3,264人	4,158組
新規親子組数	136組	109組	92組	148組
1日当たりの親子組数 $B \div A$	11.8組	13.3組	13.3組	16.9組
全市平均	6.0組	6.2組	6.7組	

※5年度全市平均は集計されていません。

「ママ講座」「パパ講座」実施計画

月	年齢	テーマ	内 容	組数
5	1 歳児	イヤイヤ期について	イヤイヤ期の親の対応について学ぶ	10組
6	0 歳児	ベビーマッサージ	ベビーマッサージの効果について	12組
6	2 歳児	年齢に合った玩具の選び方	年齢、発達、興味の観点から選ぶポイントを学ぶ	10組
7	2 歳児	乳幼児期における口腔機能の発達について	口腔機能の獲得のため乳児期にひつようなケアの仕方を学ぶ	8組
8	1 歳児	歯みがき指導	歯の点検とおやつとの与え方について	10組
9	2 歳児	初期消火と心配蘇生法	いざという時のために身に付けておくこと	10組
9	2 歳児	乳幼児の育ちとアタッチメント	心を育てるために大切な事	4組
10	0 歳児	ベビー期について	乳児期に大切な事、大人の援助の仕方	10組
11	1 歳児	コーチング	子育てが楽しくなるためのセルフコーチング	11組
12	2 歳児	子どもの発達に合わせたケア	爪の切り方、靴の選び方、指しゃぶりについて学ぶ	12組
1	2 歳児	親子でリトミック	聴き取る、感じとるという表現活動の基礎を学ぶ	31組
2	1 歳児	アレルギーや材料を考えたおやつについて	実践を通しておやつを与える目的や注意について学ぶ	8組
2	2 歳児	アレルギーや材料を考えたおやつについて	実践を通しておやつを与える目的や注意について学ぶ	9組
3	0 歳児	パパとふれあい遊び	ふれあい遊びを通してスキンシップを図る家庭におけるパパの子育て支援の仕方を話し合う	9組

《アンケート結果について（利用者の意見と要望）》

- ・ふれあいセンターを利用することで、孤独な育児にならずに日々過ごす事ができた
【0, 1, 2 歳児】
- ・いつ来ても変わらず温かく迎え入れて下さり、子どもの成長を見守って下さる職員に感謝している。【0, 1, 2 歳児】
- ・ママ友もできて幼稚園の情報も聞くことができ助かりました。【2 歳児】

- ・まだ利用回数は少ないですが、ここに来ると親子共にほっとするし楽しい。【0歳児】
- ・気軽に利用する事ができ、親子共息抜きになりありがたいです。【0、1、2歳児】
- ・支援センターを利用するようになり、毎日楽しく子育てができるようになった気がします。【0、1歳児】
- ・職員さん達がやさしく来やすい雰囲気、ママさんたちもみんな優しく子供が自由に遊べる。【0、1歳児】
- ・毎日支援センターに甘えて楽しく子育てができている。悩みの相談や、息抜きもでき職員さんやママさん達に恵まれありがたく利用させてもらっている。【0、1歳児】
- ・定期的にイベントを行い、声掛けも沢山していただき子ども達にも色々な経験をさせて下さり感謝です。【0歳児】
- ・毎日利用できるようになると嬉しい。【2歳児】
- ・年齢別の制限がないともっと利用できると思う。【1,2歳児】
- ・毎日利用できるようになると嬉しい。2時以降も利用できると助かります。【1歳児】
- ・お昼ご飯が食べられるようになったら嬉しい。【2歳児】
- ・駐車場が増えると嬉しい。【0、1歳児】
- ・近くの幼稚園、保育園についての情報が分かりやすく発信していただけたら助かります。【2歳児】
- ・講座「栄養士さん、子育ての悩みなど相談や育児の参考になるような事」をもっとたくさん開催して欲しい。【1歳児】
- ・行事、イベントなどは本当にいつも素晴らしく楽しませてもらった。これからも変わらず続けて欲しい。【0.1歳児】
- ・駐車場が満車になって来ても利用できないことがあるので、事前に満車を知らせる手段があると良いと思う。【0歳児】
- ・カレンダーに記載してないイベントがある時に、イベントを知らない人が来館されて困惑していたことがあった。知らせる連絡手段があると良いと思う。【0歳児】

《利用者からの要望と今後の検討事項について》

◎年齢別の利用を止めて毎日利用したい(ランチもできると良い)

【対応】昨年度から0、1歳児の利用が多く2歳児の大きい子と一緒に利用は危険を伴うので、安全面を考えて現状のままでいきたい。

【対応】ランチに関しては、週1回から初めてみて、今後様子を見て回数を増やす方向で検討。

◎予約制の行事、講座を知らなくて来院する方のために当日でも利用者さんに周知する手段があると良い。

【対応】ラインを活用していきたい。準備が整い次第開始したいと考えている。

◎幼稚園、保育園の情報を発信してもらいたい。

【対応】今年度は早い時期に満3歳入園、3歳からの入園について話が聞けるよう機会をつくりました。協力していただける幼稚園の広報資料を部屋に掲示するなど方法をとる。

【ふれあいセンターおおだかの役割】

- 0歳から就園前までのお子さんと、保護者の方がいつでも気軽に集い、交流する場です。
- 子育て中の仲間が欲しい方や、お子さん同士を遊ばせたい方など親子がつながる場として利用されます。
- 年齢にあった絵本やおもちゃを設置しており、体操やふれあい遊びなども行っています。
- 季節の行事も行っています。行事に地域の方にも参加していただき地域の方々との交流も大切にしています。
- 地域の子育てに関する情報提供や子育てに役立つ講習会なども実施しています。
- 子育てに関する悩みなども相談できます。

自立援助ホームきょうわ

はじめに

1. 事業の目的

自立援助ホームは、児童福祉法に基づき、児童自立生活援助事業として、第二種社会福祉事業に位置付けられ、義務教育終了後、他の社会的養護の措置を解除された青少年及び都道府県知事が認めた青少年に自立のための援助及び生活指導や就業の支援を行うところである。

2. 2023年度 基本方針

社会へ出る前の『最後の砦』と言われる自立援助ホームでは、心の安心感と生活の安定につながる環境を保障し、成長や発達を支える支援だけでなく、虐待や分離体験による悪影響からの癒しや回復をめざす治療的な支援も必要である。自立へ向けて、大切にされる体験を積み重ね、信頼関係や自己肯定感を取り戻し、自尊心が育まれるよう、『指導・管理的』な関わりより、『受容的・支持的』な関わりを重視して行っていく。

また、第二種社会福祉事業として、枠組みを超えた柔軟性や少人数の家庭的な雰囲気を生かし、退所後も継続的に関わっていく。

幅広い年齢に即した**個別の対応**をすること、主体性を尊重すること、厳しい養育環境で育った入所者とあらためて**信頼関係**を築き、生きる力を育てていくこと、日常の丁寧な関わりを重ねていくこと、職員が疲弊しやすい中で、支えあい育ちあうため、**チームワーク**を高めていくことを重点目標に、施設運営を行ってきた。

事業の具体的内容

1. 就労・就学支援

(1) 就労支援

就労・アルバイトした…9人/11人（年間） 一人は中学生、一人は入所したばかりで無職。

職種は、飲食店・部活指導員・スポーツ施設・コンビニ等

6名が学生であったため、また自分にどんな仕事に向いているか決めるところまではいかず、いろんな職種を経験してみる段階であり、全員がアルバイトであった。長続きしない、突然辞めてしまう、欠勤の連絡ができない等課題は多くみられた。

子ども若者相談支援センター、職親、名古屋市就労支援事業所、ハローワーク等を通しての就労支援は行わず、求人サイトで見つける場合がほとんどであった。

また、1名がライオンズクラブの**職業体験**を数か所行い、現場を知り適性を探る機会とした。

(2) 就学支援

中学生1名、通信制高校3名、全日制2名、定時制1名、休学中1名、大学進学1名（年間）

全日制から通信制に編入した者もいた。レポート提出や出席日数がギリギリの者がほとんどであった。奨学金制度を利用して短大へ進学した者もいた。

2. 生活支援

(1)食生活

夕飯は注文制、職員が栄養のバランスを考えて主菜のメニューを掲示、朝食や昼食は、冷蔵庫の食材を使用、または注文する。料理や買い物の手伝い、お菓子作りも意向を尊重、誕生日の希望メニュー、季節感やイベントの料理を提供、お菓子作りも推奨。廃棄分は減少した。

食器類は個人の物をそれぞれ用意し、洗い物は溜めることはほとんどなかった。

ただ、部屋に持っていった食器類がすぐに片づけられない、離れの冷蔵庫内に期限切れのものがある等、自立に向けての課題はみられた。好き嫌いは多いが、無理強いせず、少しずつ食べられるような働きかけを続けた。セカンドハーベスト（フードバンク）を月 1 回利用。退所者 4 人へも個人支援。

(2)清掃

自室のごみの分別はできない入所者が多かった。声をかけ、片付けを一緒に手伝い、清潔な環境を整えることから始める必要があった。

(3)金銭管理

貯金の目標額を設定、クレジットカードや後払いは極力使わずにやりくりする練習をした。

貯金は預かり、退所までは出さない。友人らとの金品の貸し借りや転売は禁じ、リスクを伝えた。

(4)生活リズム

昼夜逆転になり、体調を崩すという悪循環に陥らないよう、生活リズムを整えることが必要だと自ら気づいてもらうよう心掛けた。

(5)携帯の使用

安定した収入があり、生活が安定している入所者に契約を許可した。使用料を払えない場合は、滞納金を増やさないために解約をすることを勧めた。携帯料金を稼ぐことが働く意欲になってはいるが、支払える範囲内で押さえることが難しかった。夜間の Wi-Fi の使用も制限したが、睡眠のリズムを正すことに多少は役立っていると思われる。

(6)電気使用料

個人別の電気代を測定し、一定量を超えた入所者については、電気代を徴収し、電気代の節約の仕方を伝え、一人暮らしに役立てるようにした。

●入退所状況

9月-男性（15歳）入所、家庭より
12月-男性（15歳）再入所、保護所より
12月-女性（15歳）入所、児童養護施設より
3月-女性（18歳）入所、児童養護施設より
6月-男性（17歳）退所、保護所へ
10月-男性（15歳）退所、保護所へ
2月-男性（15歳）退所、保護所へ
3月-女性（22歳）退所、一人暮らしへ、大学進学

年間を通して 11 名が在籍。

- ・家庭から-2 名、児童養護施設から-6 名、児童自立支援施設から-1 名、里親から-1 名、ステップハウスから-1 名

※入所児童数の推移

		4月							5月							6月							7月							8月							9月						
		種	15	16	17	18	19	20～	15	16	17	18	19	20～	15	16	17	18	19	20～	15	16	17	18	19	20～	15	16	17	18	19	20～	15	16	17	18	19	20～					
名古屋市	契約	男			3	1		1			2	2		1			2	2		1					3		1			3		1			3		1						
		女					1	1					1	1						1	1					1	1			1	1			1	1								
	一時保護	男																																		1	1						
		女	1							1						1						1							1					1									
名古屋市外	契約	男																																									
		女																																									
	一時保護	男																																									
		女																																									
計																																											
			8							8							8							7							7							7					

		10月							11月							12月							1月							2月							3月						
		種	15	16	17	18	19	20～	15	16	17	18	19	20～	15	16	17	18	19	20～	15	16	17	18	19	20～	15	16	17	18	19	20～	15	16	17	18	19	20～					
名古屋市	契約	男				2	1	1				2	1	1				2	1	1				2	1	1			2	1	1			2	1	1							
		女					1	1				1	1		1					1		1				1	1			1		1			1								
	一時保護	男	1																		1						1																
		女	1						1													1						1						1									
名古屋市外	契約	男																																									
		女																																									
	一時保護	男																																									
		女																																									
計																																											
			8							7							6							8							8							7					

※毎月 1 日時点での人数 ※暫定定員 9 名

※名古屋市外からの入所者はなし。

●アフターケア

- ・これまでの退所者は**44名**、2023 年度に連絡を取り合った人数は **30 名**、月に 1 回以上の定期的な関わりをしている者は **9 名**だった。
- ・定期的な連絡・近況の確認、電話や LINE での相談、区役所や病院の他関係機関への同行支援、奨学金・助成金の手続き、訪問して様子確認・食糧支援、関係機関との連携などアフターケアの内容は多岐に渡った。
- ・生活困難を抱える退所者が社会で生活していくためには、きょうわだけでなく多方面からの見守りや支えが必要であり、就労先やこども・若者総合相談センター、フードバンク、GH、家族などの**関係者**と積極的に連絡を取り合い、情報共有やケース会議を行った。
- ・前年度の退所者を中心に来所や宿泊も多く、定期的に生活状況を確認することができた。前年度退所者 1 名を生活の立て直しのため**長期宿泊**で受け入れしている。
- ・ひとり暮らしをして仕事を継続しているが家賃や光熱費・通信料金を**滞納**している、**転職**を繰り返している、収入に見合った生活ができず買物の支払いができない、仕事が**継続できず**その日暮らしの生活をしている、体調を崩した時に**通院**できずどうしたらいいかわからない、結婚して家庭を持ち夫婦で支え合いながら生活している、**精神的に不安定**、**生活保護**を受けている等、見守りが必要な人たちがたくさんいる。

- ・入所時と同じように誕生日や成人など**節目のお祝い**を大事にし、メッセージを送ったりお祝いの食事をしたりして、見守っていること、いつでも連絡してほしいことを伝え続けた。
- ・困った時に**ヘルプ**が出せるよう、在籍中から利用者と**関係を構築**することが大切であり、職員の異動や退職があっても変わりなく支援していけるよう、他部署とも連携し、チームとして繋がっていきけるよう心がけた。

※アフター対応 実績(2023 年度) 実人数 30 名

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
電話・LINEでの連絡相談	38	36	42	36	31	26	28	25	31	36	19	14	362
来所者数(人)	3	5	4	5	6	5	5	6	6	3	5	5	14
訪問	5	4	2	7	2	3	1	2	4	1	1	2	34
関係機関との連絡・会議	13	10	8	15	18	22	7	10	19	4	9	13	148

●自立訓練

自立の近い入所者が近隣のアパートで独り暮らしの訓練ができる制度を利用して、2名が体験をした。1名は継続中。1名は退所し、アパートを自分名義に変更し一人暮らしをしている。ホームから離れて、自立に近い形で訓練することにより、ステップを踏んで自立に移行していくことができた。

●個別外出・ホーム外出

【個別外出】

入所者が、余暇を充実させ、担当職員と関係性を築くため、個別外出（買い物・外食等）を活発に行った。オープンキャンパス、お祝いや労いと合わせて、楽しい時間を過ごし、職員と信頼関係を築いてきた。

【ホーム外出】

BBQ・ながしそうめんと花火・スポーツと焼き肉店など利用者と職員間の交流を深め自立支援に努めた。

●職員会議

職員会議…月2回『研修報告、検討事項、入所者ケース検討』

ゆうりん職員（SV）による個人ミーティングを月2回。

ホーム長・心理士による個人ミーティングは不定期に行った。

自己評価シートは作成のみに終わった。来年度実施予定。

●職員研修

- ・8月『自立体験研修』
- ・9月『まなび応援フォーラム』
- ・12月『リンクサポート研修』
- ・3月『おうち性教育のすすめ』

○全国自立援助ホーム協議会

- ・ 4 月『ホーム長研修会』
- ・ 7 月『女性スタッフ研修会』
- ・ 9 月『中堅職員研修』
- ・ 11 月『全国大会』

○全国自立援助ホーム協議会 東海北陸ブロック

- ・ 8 月『ホーム長研修会』
- ・ 11 月『心の回復のプロセスと支援』
- ・ 3 月『総会』1 名

○く Mansonリー勉強会>

きょうわの心理士による月 1 回の勉強会

日にち	内容
4月20日	子どもとの関わり方について考える
5月18日	グループワーク
6月29日	「甘え」の視点から関わり方を考える
7月27日	援助の在り方について考える
8月24日	援助の在り方について考える②共依存という視点
9月21日	自立援助ホームの専門性について考える
10月26日	心理療法について
11月23日	ストレスケア
12月21日	子どもとの関わり方について考えるー「死にたい」と言われたらどうするかー
1月25日	心の動き方とその対応
2月22日	心の動き方とその対応②
3月21日	一年の振り返り

●職員構成

ホーム長（兼常勤指導員）1 名 常勤指導員 4 名 非常勤心理職員 1 名 計 6 名

●今後の課題

<入所時のアセスメント>

自立援助ホームで自立に向けて頑張っていくという意欲があるか、きょうわで受け入れて自立まで支援していけるケースか、どこまでを目標とするか、見学・面談を行い、他機関との連携体制を整えたいうえで、受入れを決めてきた。今後も、心理士や他部署と相談の上慎重に進めていく必要がある。

また、入所予定の二人について、**体験入所**を行った。体験後、児相と面談を行い、改めて本人の意思で選択してもらった後、入所を決めた。本人に覚悟を決めてもらうために、また職員側も受け入れ態勢を整えるためにも有効であり、スムーズに入所へと繋がられた。今後も状況に応じて行っていく。

＜全国自立援助ホーム協議会とブロック活動＞

全自協から得られる制度や助成金の情報をもとに、東海北陸ブロック内では、自立援助ホームならではの課題に向き合い、情報交換を行い、研修や活動に積極的に参加してきた。今後も次々と改正されていく国の制度を学んで活用していかなければならない。

＜支援計画・引継ぎの充実＞

入所者の自立支援計画表の作成が義務化されたことに伴い、自立支援担当職員を中心に入所者の課題を検討する。また、毎日の引継ぎの時間を更に充実させ、入所者の状況を共有し、チームとしての支援を行っていく。